

令和2年度公立大学法人宮城大学における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和2年6月15日

1 目的

この方針は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）が、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、法人が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 対象とする物品等

この方針の対象とする物品等は、法人が調達する印刷物、データ入力、除草作業、消耗品調達等、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 対象となる施設等

この方針の対象施設等は、別表のとおりとする。

4 物品等の調達の推進方法

物品等の調達に当たっては、価格、機能及び品質に留意した上で、この方針の目的に沿うために、次の点についても配慮することとする。

- (1) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- (2) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、仕様を分離分割するなど、発注方法を考慮するよう努める。
- (3) 障害者就労施設等からの調達に当たっては、その仕様を明確にし、障害者就労施設等の特性に配慮した納期及び発注量の設定等に努める。

5 調達目標

調達目標額は、700,000円とする。

6 調達の方針等の公表

- (1) 法人は、障害者就労施設等からの調達を推進するため、毎年度、調達方針及び調達目標を公表するものとする。
- (2) 法人は、毎会計年度終了後に、障害者就労施設等からの調達実績をとりまとめ、公表するものとする。

【別表】

区分	事業所等の種別	事業所等の概要
障害福祉サービス事業所等	就労継続支援A型・B型 〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第14項〕	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援 〔障害者総合支援法第5条第13項〕	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護 〔障害者総合支援法第5条第7項〕	常に介護を必要とする人に、昼間において、入浴、排泄又は食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設 〔障害者総合支援法第5条第11項〕	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業所（本方針では、就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター 〔障害者総合支援法第5条第27項〕	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
企業	特例子会社 〔障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項〕	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所 〔障害者優先調達推進法施行令第1条第2項に規定する 次の①から③を全て満たす事業所〕	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が5人以上 ②当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の割合が20%以上 ③当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の割合が30%以上
在宅就業障害者等	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体